

訪問看護ステーションみのり

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規定

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社 minori が開設する訪問看護ステーションみのり（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治の医師が必要と認めた高齢者、障害者に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を目的とする。

（指定訪問看護の運営の方針）

- 第2条 事業所は、事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者ならびにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、事業所の看護師等によるのみ行うものとし、第3者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、以下のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションみのり
- (2) 所在地 京都府京都市南区吉祥院仁木ノ森町33-5

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者、看護師1名（常勤・訪問看護師と兼務）
主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業員の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 看護師等 看護師又は准看護師 2.5名以上（常勤専従1名以上）
主治医の指示に基づき訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を含む。）を作成し、サービスの提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び、営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜日、日曜日及び12月30日から1月3日までを除く
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

（提供する訪問看護サービスの内容）

第7条 事業所が提供する訪問看護サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 症状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の維持
- (3) 食事及び排泄等療養生活の支援
- (4) 床ずれの予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症・精神障害者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

（指定訪問看護の利用料等）

第8条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

- 2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

- 3 交通費は必要ありません。
- 4 死後の処置料は、10,000円とする。
- 5 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者またはその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 6 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 7 利用者が事前の連絡なくサービス実施をキャンセルした場合は、キャンセル料が発生する。（キャンセル料はキャンセルした1回の訪問に係る料金）ただし、利用者側にやむを得ない事情等がある場合には、この限りではない。

（通常の訪問看護の実施区域）

第9条 通常の事業の実施区域は、京都市右京区、（旧京北町地域を除く）、西京区、南区の区域とする。

（衛生管理等）

第10条 事業所は、従業員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。
 - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時等における対応方法）

第11条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に症状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師またはあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市、関係市町村、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を

速やかに行うものとする。

(苦情・相談・ハラスメント対応)

- 第12条 サービスの提供に係る利用者やその家族からの苦情・相談・ハラスメントに迅速かつ適切な対応をするために、苦情・相談を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は提供したサービスに関し、国または地方公共団体が行う調査に協力するとともに、国または地方公共団体から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情・相談に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が取り扱う、利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は、当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(虐待の防止及び、虐待の禁止・身体拘束)

- 第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生及又はその再発防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。また、事業所は原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし利用者または第三者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合はこの限りではない。やむを得ず行動を制限（身体拘束を行う）する場合は、利用者、家族等に十分な説明を行い同意を得るとともに、その態様、時間、利用者の心身の状況を記録する。
- 事業者は従業者への教育を徹底するとともに、いかなる場合においても利用者に対する虐待行為は行わない。
- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
 - (2) 苦情解決体制の整備を行います。
 - (3) 従業者の虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画）を定期的に行い、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
 - (4) 従業者の支援にあたって、悩みや苦勞を相談できる体制を整備するほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
 - (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが

できるもの。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を徹底いたします。

(6) 虐待防止のための指針の整備を行います。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 事業者は社会的使命を十分に認識し、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。従業者は株式会社minority研修制度に基づく制度研修及び、年1回以上の研修を行うものとする。
- 2 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 従業者は就業規則に基づいて業務上知り得た秘密を在籍中はもとより退職後も守らなければならない。従業者であった者に、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべく旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、訪問看護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し、保存する。サービス提供の記録をサービスが完了した日から5年間保存し、利用者、家族の求めに応じて閲覧可能な状態にしておくものとする。
 - 6 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社minorityと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年11月1日から施行する。(事業所所在地の変更)

この規定は、令和6年4月1日から施行する。(事業所所在地の変更)

令和6年4月1日から施行する。(第14条内容変)